㈢　扶養親族等申告書の記載事項から、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合のその人数を除外する。

10　存続都道府県中央会から組織変更をした農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについて、所得税法別表第一に掲げる法人とみなすこととした。（所得税法附則第三六条関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　残余財産の確定の日の属する事業年度に係る特別法人事業税の額は、その事業年度の損金の額に算入することとした。（法人税法第六二条の五関係）

2　特定公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、対象となる法人を特定公益法人等から公益法人等とした上、公益法人等が協同組合等に移行する場合についても対象とすることとした。（法人税法第六四条の四関係）

3　特定普通法人等が公益法人等に移行する場合に解散及び設立があったものとする措置等について、対象となる法人を特定普通法人等から普通法人又は協同組合等とすることとした。（法人税法第一〇条の三及び第五二条関係）

4　仮想通貨の譲渡損益及び評価方法等について、次のとおり整備を行うこととした。（法人税法第二条、第六一条、第六一条の六及び第六一条の八関係）

㈠　法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益は、一定の場合を除き、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

㈡　法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨の評価額は時価法により評価した金額とし、その評価益又は評価損をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

㈢　法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨信用取引は、事業年度末に決済したものとみなして計算した利益の額又は損失の額に相当する金額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

㈣　仮想通貨について、棚卸資産の範囲から除外するほか所要の整備を行う。

5　新たに設立された内国法人である普通法人等が提出することとされている届出書等について、設立の時における貸借対照表等の添付を要しないこととした。（法人税法第一四八条及び第一四九条関係）

6　合併、分割及び株式交換に係る適格要件並びに被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち、対価に関する要件について、対象となる合併等の対価に合併法人等の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の株式を加えることとした。（法人税法第二条及び第六一条の二関係）

7　法人が連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなり、連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合に提出することとされている書類について、提出すべき法人を連結親法人又は連結親法人となる法人とすることとした。（法人税法第一四条関係）

8　連結子法人の本店等所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、提出すべき法人をその連結子法人（改正前連結親法人）とした上、連結親法人の納税地の所轄税務署長への提出を要しないこととした。（法人税法第二〇条関係）

9　役員給与の損金不算入制度における業績連動給与の手続に係る要件のうち報酬委員会における決定の手続について、次の見直しを行うこととした。（法人税法第三四条関係）

㈠　業務執行役員が報酬委員会の委員でないこととの要件を除外する。

㈡　報酬委員会の委員の過半数が独立社外取締役であること及び報酬委員会の委員である独立社外取締役の全員が業績連動給与の決定に係る報酬委員会の決議に賛成していることとの要件を加える。

10　存続都道府県中央会から組織変更をした農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについて、法人税法別表第二に掲げる法人とみなすこととした。（法人税法附則第一九条の二関係）

三　相続税法の一部改正関係

1　特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなすこととした。（相続税法第四条関係）

2　相続人が支払うべき特別寄与料の額を、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除することとした。（相続税法第一三条及び第二一条の一五関係）

3　相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を一八歳未満（改正前二〇歳未満）に引き下げることとした。（相続税法第一九条の三関係）

4　相続時精算課税制度における受贈者の年齢要件を一八歳以上（改正前二〇歳以上）に引き下げることとした。（相続税法第二一条の九関係）

5　相続税における配偶者居住権等の評価額を次のとおりとすることとした。（相続税法第二三条の二関係）

㈠　配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×（残存耐用年数－配偶者居住権の存続年数）／残存耐用年数×配偶者居住権の存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

㈡　配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」という。）

建物の時価－配偶者居住権の価額

㈢　配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×配偶者居住権の存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

㈣　居住建物の敷地

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

6　右記1の事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から一〇月以内に相続税の申告書を提出しなければならないこととした。（相続税法第二九条関係）

7　更正の請求の特則等の対象に右記1の事由を加えるとともに、遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとした。（相続税法第三一条、第三二条及び第三五条関係）

四　地価税法の一部改正関係

遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとした。（地価税法第二六条関係）

五　登録免許税法の一部改正関係

配偶者居住権の設定の登記について、建物の価額に対し一、〇〇〇分の二の税率により登録免許税を課税することとした。（登録免許税法第一七条及び別表第一関係）

六　消費税法の一部改正関係

1　臨時販売場に係る届出制度を次のとおり創設することとした。（消費税法第八条関係）

㈠　七月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限る。）で左記㈡の承認を受けた者が、その設置日の前日までにその設置期間等を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなす。

㈡　右記㈠の適用を受けようとする事業者は、あらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければならないこととする。

2　金地金等の課税仕入れについて、次の見直しを行うこととした。（消費税法第三〇条関係）

㈠　金又は白金の地金の課税仕入れについて、当該課税仕入れの相手方の本人確認書類（住民票の写しその他のものをいう。）の保存を仕入税額控除の要件に加える。

㈡　事業者が行った課税仕入れに係る資産が消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合（当該事業者が、当該消費税が納付されていないことを知っていた場合に限る。）には、仕入税額控除制度を適用できないこととする。